

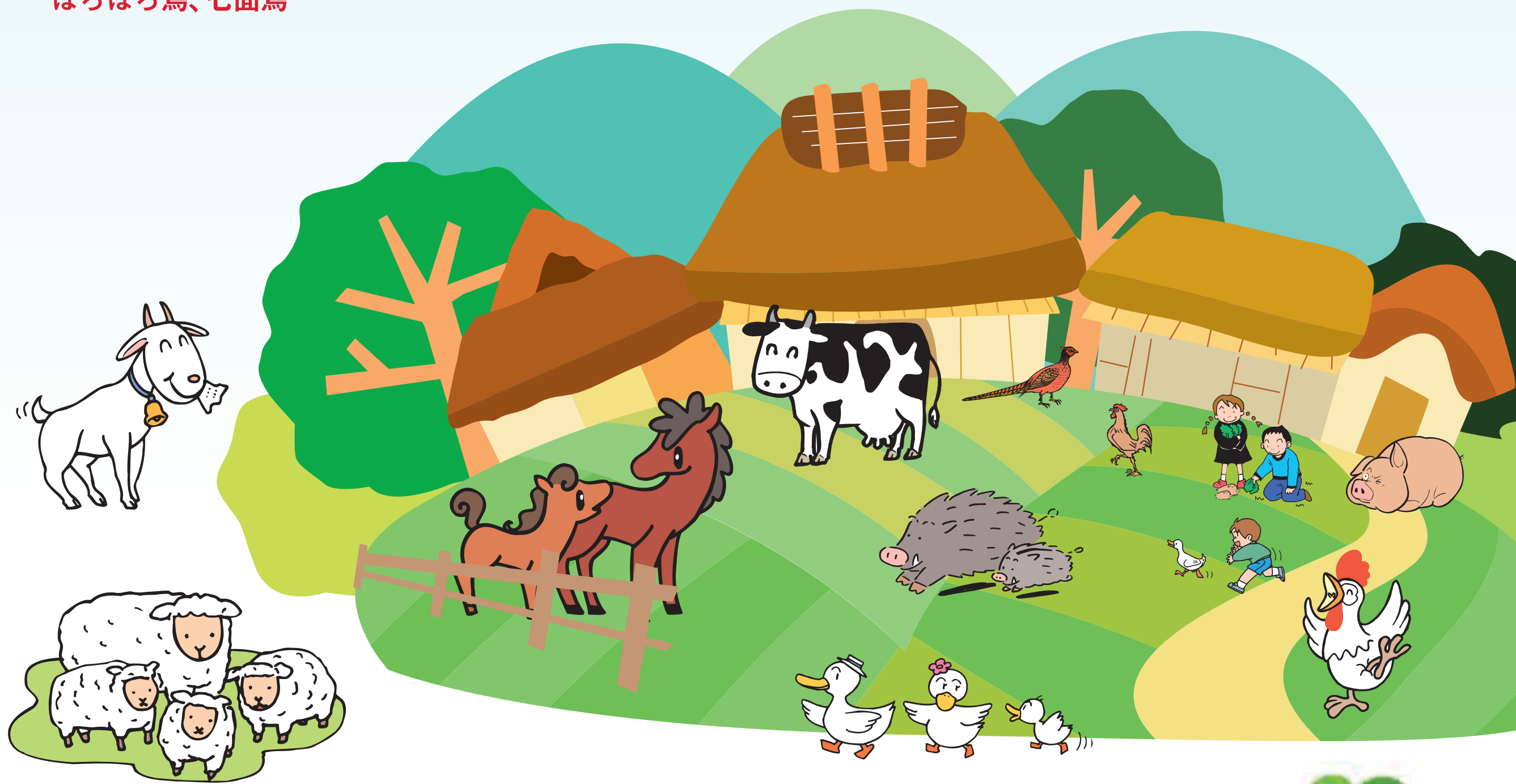
動物と安心して暮らせる長野県

「動物※」を飼って いませんか？ 県へ 報告して下さい。

報告が義務付けられている動物を飼っている方は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫などの病気の発生を予防し、まん延を防止するため、飼育頭羽数・目的にかかわらず飼っている動物の頭羽数等を県に報告することが家畜伝染病予防法で義務付けられています。所定の様式により、下記の飼養地を管轄する家畜保健衛生所へ報告をお願いします。

※報告が義務付けられている動物

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚（ミニブタ含む）、いのしし、鶏、あひる（アイガモ含む）、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥



報告様式・御不明の点等は右記の県機関へ

お問い合わせください

佐久家畜保健衛生所：Tel.0267-62-4123 Fax.0267-63-3002
伊那家畜保健衛生所：Tel.0265-72-2782 Fax.0265-72-2765
飯田家畜保健衛生所：Tel.0265-53-0440 Fax.0265-53-0441
松本家畜保健衛生所：Tel.0263-47-3223 Fax.0263-47-0101
長野家畜保健衛生所：Tel.026-226-0923 Fax.026-227-2665
県庁園芸畜産課：Tel.026-235-7232 Fax.0120-188-230



長野県